

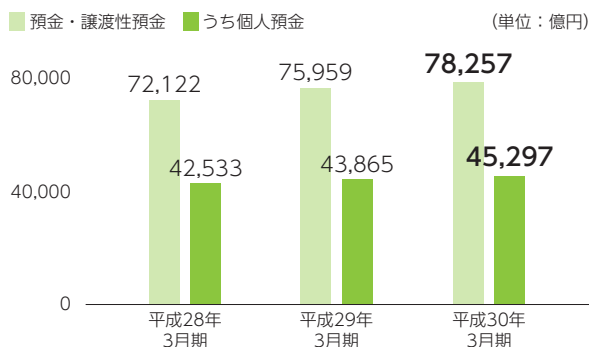
平成30年3月期 業績報告

平成30年3月期 業績ハイライト

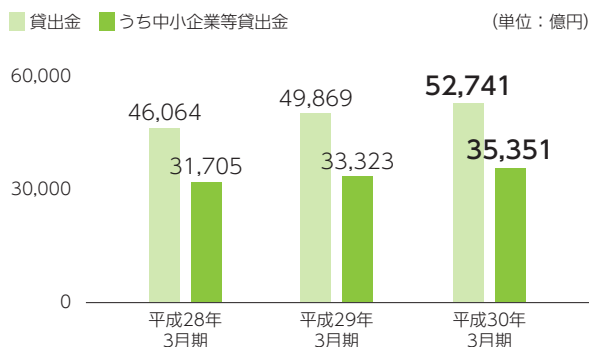
■ 預金・貸出金の状況

預金・譲渡性預金は、個人・法人を中心に堅調に増加し、7兆8,257億円となりました。
また、貸出金は積極的な対応に努めました結果、初めて5兆円を突破し、5兆2,741億円となりました。

預金・譲渡性預金（期末残高）



貸出金（期末残高）

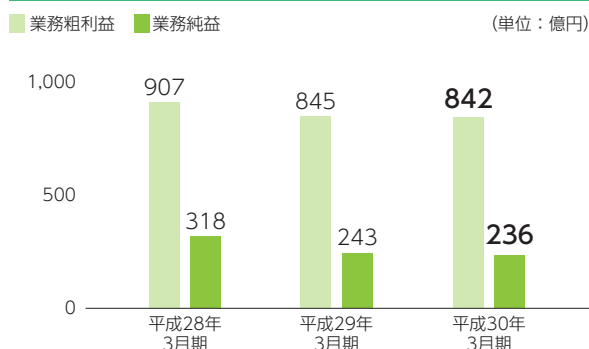


■ 収益の状況

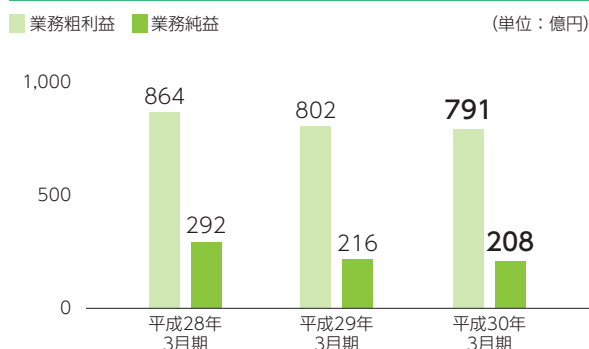
厳しい収益環境が続くなか、京都銀行グループ全体で業務粗利益は842億円、連結経常利益は269億円、親会社株主に帰属する当期純利益は193億円となりました。

また、京都銀行単体では、業務粗利益は791億円、経常利益は243億円、当期純利益は183億円となりました。

(連結) 業務粗利益・業務純益



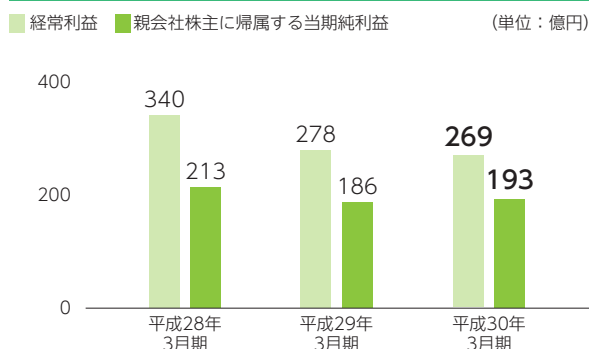
(単体) 業務粗利益・業務純益



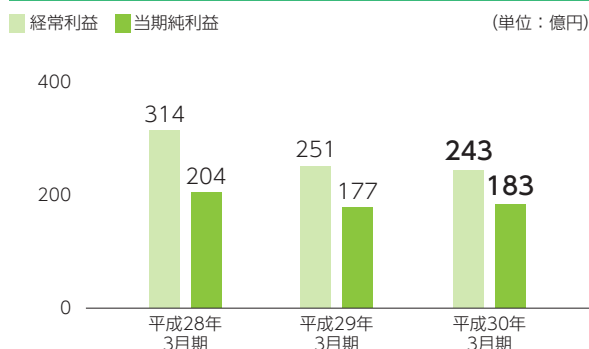
〔業務粗利益〕 = 〔資金利益〕 + 〔役員取引等利益〕 + 〔その他業務利益〕

〔業務純益〕 = 〔業務粗利益〕 - 〔一般貸倒引当金繰入額〕 - 〔経費〕

(連結) 経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



(単体) 経常利益・当期純利益



自己資本比率の状況

自己資本比率（国内基準）は単体ベースで11.01%、連結ベースで11.39%となりました。
 いずれの自己資本比率におきましても、法令に定められている健全な水準である4%を大きく上回っております。
 今後とも自己資本の充実に努め、健全性の向上をはかってまいります。

	単体	連結	<ご参考>	単体	連結
国内基準（4%以上）	11.01%	11.39%	国際統一基準	20.90%	21.19%

自己資本比率規制とは

自己資本比率は、銀行の経営の健全性を示す最も重要な指標の一つで、次の計算式により算出しております。
 なお、当行は海外営業拠点を有していないため、自己資本比率は国内基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（コア資本）}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除した額}}$$

自己資本は、普通株式や内部留保等で構成されております。

信用リスク・アセットは、「基礎的内部格付手法」を用いて算出しております。

「基礎的内部格付手法」とは、与信先または個々の債権に付与された内部格付および自行実績に基づくパラメータ（デフォルト率等）を用いて、信用リスク・アセットを算出する方法であります。

また、オペレーショナル・リスク相当額は、高度なリスク管理が可能となる「粗利益配分手法」を用いて算出しております。

「粗利益配分手法」とは、粗利益を業務区分に配分したうえで、当該業務区分に応じて定められた掛目（12～18%）を乗じて得た額を合計して算出する方法であり、その直近3年間の平均値がオペレーショナル・リスク相当額となります。

格付け

自己資本比率とともに、安全性・健全性を示す指標に「格付け」があります。

「格付け」とは、企業が発行する債券等の元利金の支払いが約定どおりおこなわれるかどうか公正な第三者である格付機関がその確実性の度合いを簡単な記号で表したものです。

当行は、格付投資情報センター（R&I）より発行体格付けについて「A」、S&Pグローバル・レーティング（S&P）より長期カウンターパーティ格付けについて「A」と、それぞれ格付ランクの上位に位置する格付けを取得しております。

格付投資情報
センター（R&I）

A

（平成30年7月1日現在）

S&Pグローバル・
レーティング（S&P）

A

（平成30年7月1日現在）

資産の自己査定と償却・引当

■ 債務者区分

当行では、資産の健全性確保を経営上の最重要課題と認識し、6か月ごとの自己査定の実施により、資産の正確な実態把握と不良債権への対応に取り組んでいます。

このため、資産自己査定、償却・引当の規程等を完備し、現在想定されるすべての不良債権について適正な処理をおこなっています。

具体的には、与信先をその財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等に応じて「正常先」「要注意先」「要管理先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の6つに区分します。

この区分を債務者区分といいます。

■ 自己査定と償却・引当および開示との関係（平成30年3月期）【単体】

(単位：億円)

自己査定による 債務者区分 対象資産： 貸出金等与信関連債権 ^(注1)	自己査定の分類区分 対象資産：貸出金等与信関連債権 ^(注1)				償却・引当	金融再生法に基づく開示債権 対象資産：貸出金等与信関連債権 ^(注1) 、銀行保証付私募債 (要管理債権は貸出金のみ)	リスク管理債権 対象資産：貸出金			
	非分類 (I分類)	II分類	III分類	IV分類			担保等 による 保全額	引当額	カバー率	
正常先 48,365	48,365				一般貸倒 引当金を 計上 92	正常債権 52,578	正常債権以外の保全状況			
要 注 意 先	要管理先 以外 3,957	1,308	2,648				担保等 による 保全額	引当額	カバー率	
	要管理先 4	3	0							
	うち 要管理債権									
破綻懸念先 625	368	191	66 ^(注3) (64)		個別貸倒 引当金を 計上 89	危険債権 626	495	64	89.4%	貸出条件緩和債権 3
実質破綻先 ^(注2) 43(33)	20	22	— ^(注3) (0)	— ^(注3) (10)			要管理債権 (貸出金のみ) 3	3	0	100.0%
破綻先 ^(注2) 19(5)	15	4	— ^(注3) (0)	— ^(注3) (13)		破産更生債権及び これらに準ずる債権 62	37	25	100.0%	延滞債権 650
合計 ^(注2) 53,016(52,991)	50,083	2,866	66 ^(注3) (65)	— ^(注3) (24)	合計 182	合計 53,270				合計 692

(注1) 貸出金等与信関連債権は貸出金のほか貸付有価証券、支払承諾見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金および未収利息等です。

(注2) 実質破綻先、破綻先および合計における()内は部分直接償却を実施した場合の計数です(部分直接償却については89ページをご参照ください)。

(注3) 破綻懸念先、実質破綻先、破綻先および合計における()内は分類額に対する引当額であり、引当済分は非分類(I分類)に計上しております。

債務者区分の定義

正常先：業況良好で財務内容にも特段の問題がないと認められる先
要注意先：今後の管理に注意を要する先
要管理先：要注意先のうち3か月以上の延滞または貸出条件の緩和をおこなっており今後の管理に注意を要する先
破綻懸念先：今後経営破綻に陥る可能性が高いと判断される先
実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先
破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先

債権の分類

次に正常先以外の与信先の債権について、個々の債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。これを分類区分といいます。

具体的には、個々の債権の資金使途や担保・保証の状況により分類をおこないます。したがって、債務者区分が破綻先、実質破綻先の債務者であっても、Ⅰ分類もしくはⅡ分類となった債権は、担保・保証等によりカバーされており、損失が発生する可能性の低い債権です。

分類区分の定義

Ⅰ分類：回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない債権
Ⅱ分類：要注意先に対するⅠ分類以外の債権、および破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の与信のうち不動産担保等一般担保・保証等でカバーされた債権
Ⅲ分類：破綻懸念先に対するⅠ分類・Ⅱ分類以外の債権、および実質破綻先、破綻先の与信のうち担保の評価額と処分可能見込額との差額部分（最終の回収または価値について重大な懸念があり損失の発生の可能性が高い債権）
Ⅳ分類：実質破綻先、破綻先に対するⅠ分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類以外の債権（回収不可能または無価値と判定される債権）

償却・引当

償却・引当については、債務者区分と分類区分に応じて実施しています。例えば、「実質破綻先」「破綻先」のⅢ分類額、Ⅳ分類額については、全額を個別貸倒引当金に計上しています。また、「破綻懸念先」につきましては、Ⅲ分類額に対し、今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金として計上しており、現在想定されるすべての不良債権について適正な処理をおこなっています。

平成30年3月期の償却・引当方針

債務者区分	償却・引当方針
正常先	債権額に対し、貸倒実績率により今後1年間の予想損失額を引当
要注意先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当
要管理先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当 また、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
破綻懸念先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（Ⅲ分類額）に対し、貸倒実績率により、今後3年間の予想損失額を引当 また、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
実質破綻先・破綻先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（Ⅲ・Ⅳ分類額）全額を償却・引当

当行の貸出債権を資本的劣後ローンに転換し、これを資本とみなして債務者区分を判定した場合で、当該ローンを資本とみなしても債務超過となるときは、当該ローンの回収可能見込額をゼロと算定し全額を引き当てております。また、資産超過となるときは、キャッシュ・フロー見積法により引き当てをおこなっております。